

会計室発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	財務会計システム運用 保守業務	情報処理	富士通 Japan 株式会社	100,198,054 円	令和 6 年 4 月 1 日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続きの特例を定 める政令第 11 条第 1 項 2 号)	W2	適用
2	大阪市公金収入報告書 電子計算機処理業務に 係るデータ作成プログ ラム変更業務	情報処理	株式会社りそな銀 行	2,242,900 円	令和 6 年 5 月 1 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	G4	—
3	財務会計システム仕様 変更等対応業務	情報処理	富士通 Japan 株式 会社	17,685,250 円	令和 6 年 6 月 6 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	G4	—
4	財務会計システムの再 構築に係る現行システ ム調査支援業務	情報処理	富士通 Japan 株式 会社	32,989,000 円	令和 6 年 6 月 2 5 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	G4	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システム運用保守業務

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

現行の財務会計システムは、平成22年に総合評価一般競争入札を実施した「財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約」に基づき、富士通株式会社が提供するパッケージソフトウェアを基に、本市の要件に合わせたカスタマイズを行い、平成24年3月に本番稼働したものである。

本システムは、本市の財務会計事務の大部分をその処理対象とし、また、独自の電子決裁機能を備えた全庁規模のオンラインシステムであり、特に、金銭の収納、支払処理等の市民サービスに関わる事務においては、金融機関との確実な業務連携を実現している。それゆえに、侵害又は障害が発生した場合においては、その影響が、本市内部の財務会計事務の滞留に止まらず、支払遅延等市民サービスの停滞に直結するおそれがある。

このため、本システムの運用に当たっては、「平常時の安定的稼働を実現するための保守」の確実な実施はもとより、「侵害又は障害の発生時における機動的な対処」、「財務会計システムユーザーからの各種問合せ対応等適切なサポート」及び「新たな課題や要件の発生時における機能付加又はシステム改修」の確実な実施が求められることとなる。また、これらの業務は、本システムの内部構造に精通している者により遂行されるべきものであり、上記財務会計システム開発業務とは密接不可分の関係にある。

富士通Japan株式会社は、本システムの開発事業者であるとともに、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結し、令和3年4月1日に自治体向け事業に関する権利義務を承継した事業者であり、本件業務に関わるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務を有する。こうした点において、富士通Japan株式会社は、本システムの内部構造に精通し、かつ、本件業務を実質的に遂行することができる唯一の事業者であることから、同社と随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条
第1項2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）

2

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務に係るデータ作成プログラム
変更業務

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

株式会社りそな銀行は、大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務（以下「収入報告書データ化業務」という。）の受注者であり、本市の収入金を収納した金融機関等から送付された収入報告書について、同社が所有する大阪市公金収入報告書データ化システムによるOCR帳票の読取り処理及び非OCR帳票のデータ化処理並びにデータ化済み帳票の保管を行っている。

本件業務委託は、収入報告書データ化業務における納品データについて、その一部を変更し、又は項目追加等を行うためのプログラム変更作業を委託するものであり、収入報告書データ化業務とは密接不可分の関係にある。

以上により、株式会社りそな銀行は、本件業務を遂行することができる唯一の事業者といえることから、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）

随意契約理由書

- 1 案件名称
財務会計システム仕様変更等対応業務

- 2 契約の相手方
富士通 J a p a n 株式会社

- 3 随意契約理由

現行財務会計システムは、平成22年度に締結した「財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約」に基づき、富士通株式会社が提供するパッケージソフトウェアを本市の財務会計実務に合わせてカスタマイズし、平成24年3月に稼働したものである。本件業務は、現行財務会計システムのプログラムに所要の修正を加えるものであるため、その仕様を熟知している開発事業者以外の事業者には実施困難な業務であり、また、仮に開発事業者以外の事業者に委託実施した場合には、障害等トラブル発生時における責任の所在が不明確になるといった観点から、上記財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約とは、密接不可分の関係にあるといえる。

富士通Japan株式会社は、現行財務会計システムの開発事業者であるとともに、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結し、令和3年4月1日に自治体向け事業に関する権利義務を承継した事業者であり、現行財務会計システムに関わるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務を有する。

以上により、富士通Japan株式会社は、本件業務を遂行することができる唯一の事業者といえることから、同社と随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）

4

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システムの再構築に係る現行システム調査支援業務

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本件業務委託は、現行財務会計システムの業務フロー等の整備、パッケージ標準システムとカスタマイズ箇所とのFit&Gap分析その他現行財務会計システムの調査支援業務を実施するものであり、富士通Japan株式会社が著作権を有する著作物の詳細な内容開示が前提となる。

富士通Japan株式会社は、現行財務会計システムの開発事業者であるとともに、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結し、令和3年4月1日に自治体向け事業に関する権利義務を承継した事業者であり、現行財務会計システムに関わるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務を有する。

以上により、富士通Japan株式会社は、本件業務を確実かつ迅速に遂行することができる唯一の事業者といえることから、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）